

株式会社ピクセラ 定 款

変更日：令和 7 年 12 月 25 日

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ピクセラと称する。
英文では、PIXELA CORPORATIONと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウェルネス・ライフスタイル製品（ウェアラブル等）及び関連アプリ、クラウド、サブスクリプションの企画、開発、製造、委託製造、販売及び運用
2. リワード／ポイント／決済／ロイヤルティ／Web3 等のプラットフォームの企画、開発及び運営
3. デジタル広告・マーケティング事業（広告企画・制作、配信・運用、広告代理・仲介、アドネットワーク、データ分析・効果測定／アトリビューション及びメディア運営）
4. 暗号資産・NFT 等のデジタルアセットの企画、開発、発行、販売、取得、保有、運用、流通、管理及び関連コンサルティング
5. ブランドビジネス（自社／他社ブランドの企画、開発、運営・育成、ライセンス、共同企画・コラボレーション及びマーチャンダイジング）並びに商標権等の知的財産権の取得・管理
6. D2C／EC／サブスクリプション事業及び国内外販売・代理店事業
7. 前各号に関するAI・データ活用、研究開発、コンサルティング、データ処理、保守・サポート
8. デジタルAV機器・視聴／配信ソフト（TVチューナー、視聴アプリ等）の企画、開発、製造、販売及び保守
9. 株式、社債等有価証券の取得、保有、売却及び運用
10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、109,906,744 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 109,866,744 株、B 種種類株式の発行可能種類株式総数は 40,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき 100 株、B 種種類株式につき 1 株とする。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第2章の2 B種種類株式

(剩余金の配当)

第10条の2 当会社は、B種種類株主等に対しては、配当を行わない。

(残余財産の分配)

第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、B種種類株式 1 株につき、10,000 円の金銭を支払う。

② B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第10条の4 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当会社の株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

第10条の5 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「B種種類株主総会」という。）の決議を要しない。

(B種種類株主総会への準用)

第10条の6 第11条の規定は、定期株主総会と同日に開催される B種種類株主総会について準用する。

② 第13条、第14条及び第16条の規定は、B種種類株主総会について準用する。

③ 第15条第1項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による B種種類株主総会の

決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による B 種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(株式の併合、分割及び募集新株の割当てを受ける権利)

第 10 条の 7 当会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

- ② 当会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当会社は、B 種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)

第 10 条の 8 B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求日として、償還請求日の 3 営業日前までに償還請求事前通知（撤回不能とする。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「B 種償還請求」という。）することができるものとし、当会社は、当該 B 種償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 B 種償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日として B 種償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、B 種償還請求がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、B 種償還請求がなされなかったものとみなす。

- ② 債還請求事前通知の効力は、債還請求事前通知に要する書類が当会社の定める債還請求受付場所に到達したときに発生する。B 種償還請求の効力は、当該債還請求事前通知に係る債還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項（強制償還）)

第 10 条の 9 当会社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「B 種償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、当該 B 種償還日の 2 週間前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「B 種金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該 B 種金銭対価償還にかかる B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 B 種金銭対価償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、B 種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定める順序により、他の取締役がこれを代わる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当会社に取締役 3 名以上を置く。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を

選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第 22 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 23 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(選任)

第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 26 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 31 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。